令和８年（フ）第１５８３号
福岡市東区舞松原１丁目10番21号　マーキス舞松原102号
債務者　石内　一代
１　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５８５号
福岡県朝倉市杷木寒水６番地１　ル・ショコラＡ棟203
債務者　熊谷　直樹
１　決定年月日時　令和８年８月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５９１号
福岡県太宰府市朱雀２丁目１番45―201号
債務者　山下　雅晃
１　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１５９５号
福岡県太宰府市宰府５丁目18番38号　レトア宰府201号
債務者　濵崎奈穂美
１　決定年月日時　令和８年８月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６１４号
福岡県糟屋郡新宮町大字湊15番地１　コンフォール201号、前住所福岡市南区弥永４丁目24番22―202号　アシスト博多南
債務者　白川　美咲
１　決定年月日時　令和８年８月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６２５号
福岡市中央区梅光園団地３番111号　アーベインルネス梅光園３号棟
債務者　坂田　裕美
１　決定年月日時　令和８年８月20日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第１６３５号
福岡市南区横手１丁目13番38号　コスギ２ハイツ401号
債務者　永野　勝久
１　決定年月日時　令和８年８月21日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで　福岡地方裁判所第４民事部

令和８年（フ）第３１７号
沖縄県浦添市伊祖３丁目12番３号　比嘉アパート301
債務者　川満　優子
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで　那覇地方裁判所民事第３部

令和８年（フ）第８３４号
宮城県黒川郡大郷町不来内字南一本松山55番地
債務者　小島　悦子
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８５９号
宮城県塩竈市西町６番５号　にしまちハイム102号
債務者　吉田美沙希
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２５号
福島県相馬市椎木字北原495番地の２
債務者　中島　美穂
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　福島地方裁判所相馬支部

令和８年（フ）第４９６号
栃木県小山市大字横倉５番地１　グランデ・ルガールＡ102、前住所茨城県結城市大字結城9613番地10
債務者　五十嵐慶一
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５１２号
栃木県宇都宮市宝木本町1147番地68　シェール・プリネⅠ　201号室
債務者　小野崎有里子
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５３６号
栃木県小山市大字神鳥谷1871番地478
債務者　小山　理紗
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５３７号
栃木県宇都宮市鶴田町295番地19
債務者　福田　鈴夏
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５５４号
栃木県小山市大字寒川1495番地３　障がい者福祉ホームあおぞら、前住所栃木県小山市大字喜沢667番地４　アンビション喜沢１号館202号室
債務者　三浦　直人
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５５８号
栃木県宇都宮市上桑島町1475番地８
債務者　藤澤　尚人
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１２４５号
神奈川県茅ヶ崎市東海岸南２丁目13番２号
債務者　加藤　誠也
１　決定年月日時　令和８年８月21日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで　横浜地方裁判所第３民事部